


# 浄化槽の維持管理をお願いします！

浄化槽は微生物の働きで汚物を分解し、きれいな水にして放流する装置です。適切な維持管理をしないと、徐々に汚泥がたまり、放流水とともに道路側溝などに流出して、地域の環境汚染につながります。微生物が良好な状態で活発に働けるように、維持管理を行いましょう！


## 浄化槽にもメンテナンスが必要です！ 浄化槽維持管理3項目！




保守点検前

### ● 保守点検 ●

浄化槽本体や付帯設備（プロワ等）を正常に機能させるため、部品の調整や修理、消毒薬の補充などの点検を行います。



保守点検後




法定検査前


### ● 法定検査 ●

浄化槽の管理者は、1年に1回、浄化槽が適切に点検や清掃が行なわれているかなどを、埼玉県が定める指定機関\*に依頼し、検査を受けるように義務付けられています。

\*ときがわ町では、(一社)埼玉県環境検査研究協会が行います。




法定検査後



清掃前

### ● 清掃 ●

浄化槽に溜まった汚泥をバキュームカーで引き抜き、内部設備の洗浄を行います。配管の詰まりや臭いの防止、きれいな水を排水するため、年1回以上の清掃が必要です。



清掃後

\*町で設置した浄化槽に関しては、町で維持管理を行っています。

\*イラストはイメージです。

## 国民健康保険に加入中の皆さんへ 国民健康保険被保険者証（保険証）を更新します

現在お持ちの国民健康保険被保険者証（保険証）の有効期限は令和元年9月30日です。9月中旬に新しい保険証を世帯主様に簡易書留にて郵送します。お手元に届きましたら、保険証に記載されている住所、氏名、生年月日を確認してください。古い保険証は間違えないよう処分するか、役場本庁舎町民課または第二庁舎行政サービスコーナーへ返却してください。

### ◆ ご注意ください

10月以降に医療機関で受診される場合は、必ず新しい保険証を医療機関に提示してください。  
また、国民健康保険税に未納がある世帯は、役場税務課で納税相談後、新しい保険証を交付します。（未納のある方には保険証を郵送しません。）

### 国保税を滞納すると 次のような措置を取ることがあります

- 短期被保険者証（有効期限が6か月、3か月、1か月のもの）の交付
- 資格証明書（受診の際の診療費は全額自己負担となり、後日申請により保険診療分「一般7割」を払い戻し）の交付
- 国民健康保険の給付（高額療養費、葬祭費）の差し止め
- 不動産、給与等の財産の差し押え

### ◆ 次の場合には、必ず国民健康保険の届出をお願いします。

国民健康保険に加入するとき	必要なもの
職場の健康保険をやめたときや被扶養者の資格がなくなったとき（社会保険の資格を喪失したとき）	印鑑、退職証明書または健康保険の資格喪失証明書等
転入したとき	印鑑、前住所の転出証明書
子どもが生まれたとき	印鑑
生活保護を受けなくなったとき	印鑑、保護廃止決定通知書

国民健康保険を脱退するとき	必要なもの
職場の健康保険に加入したときや被扶養者になったとき（社会保険の資格を取得したとき）	印鑑、国民健康保険の保険証、職場の保険証
転出するとき	印鑑、保険証
加入者が死亡したとき	印鑑、保険証
生活保護を受けたとき	印鑑、保険証、保護決定（変更）通知書

その他	必要なもの
住所・世帯主・氏名などが変わったとき	印鑑、保険証
修学のため、別に住所を定めるとき	印鑑、保険証、在学証明書
保険証をなくしたり、汚してしまったとき	印鑑、本人確認できるもの（運転免許証等）、汚してしまったときは保険証

問 町民課 ☎ 65-0812